様式第13の2（第20条の4第5項関係）

特定原価等集計表

（単位：千円）

	可変費
高圧需要	
低圧需要	

注　様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第14（第20条の2第11項、第20条の4第11項関係）

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

第1表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円／kWh）	想定料金収入
低圧需要		（　）		（　）		（　）	（　）

（記載注意）

低圧需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

第2表

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円／kWh）	想定料金収入
高圧需要		（　）		（　）		（　）	（　）
低圧需要	（　）			（　）		（　）	（　）

（記載注意）

高圧需要及び低圧需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

注　様式第1の注1及び2と同様とすること。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八条―第十九条の二）」を「（第八条―第十九条の二の二）」に、「（第十九条の三―第十九条の十九）」を「（第十九条の三―第十九条の二十）」に、「（第二十条―第二十九条の二）」を「（第二十条―第二十九条の二の二）」に、「（第二十九条の三・第二十九条の四）」を「（第二十九条の三―第二十九条の五）」に改める。

第一条第二項第二号中「のうち、」の下に「特定電気事業を営む他の者がその事業開始地点の需要に応ずるために必要とする特定電気事業の用に供するための電気の量の変動又は」を加える。

第十九条第五項中「特定規模電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改める。

第三章第一節中第十九条の二の次に次の一条を加える。

第十九条の二の二　事業者は、基準託送供給料金を電源開発促進税の変動額（電源開発促進税の税率の変動その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因する変動額に限る。以下同じ。）を基に変更しようとするときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に基準託送供給料金を算定することができる。

2　事業者は、電源開発促進税の変動額について、基準託送供給料金を算定した際に第四条第二項第七号（前条第二項において準用する場合を含む。）及びこの項の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を算定し、様式第九により電源開発促進税変動額総括表を作成しなければならない。

3　事業者は、前項の規定により算定された電源開発促進税の変動額を、送電・高圧配電関連可変費として整理し、様式第十により特定送電・高圧配電関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、前項の規定により整理された送電・高圧配電関連可変費の額から、基準託送供給料金を算定した際に第十一条第六項第二号（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により抽出した場合はその割合）により特別高圧需要及び高圧需要それぞれに係るものを抽出し、特定送電・高圧配電関連変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送電・高圧配電関連費について、前項の規定により整理された特定送電・高圧配電関連変動可変費を基に、様式第十一により特定送電・高圧配電関連費特別高圧需要・高圧需要計算表を作成しなければならない。

6　料金は、特別高圧需要及び高圧需要ごとの前項の規定により整理された特定送電・高圧配電関連変動可変費と基準託送供給料金を算定した際に第三条第一項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入並びにこの項の規定により算定された当該原価算定期間における特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、基準託送供給料金を算定した際の送電・高圧配電関連需要種別原価等及び特定送電・高圧配電関連変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定送電関連変動可変費を基に、送電・高圧配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。

一　一般電気事業者の供給区域内の特別高圧需要及び高圧需要ごとに応ずる供給（次号の供給を除く。）に係る料金

二　一般電気事業者の供給区域内の特別高圧需要及び高圧需要ごとに応ずる供給であって、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号の料金からの割引額

8　事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　事業者は、第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。

10　事業者は、その供給区域の送電・高圧配電関連設備の利用状況を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合については、第七項第一号に掲げる料金と異なる料金を、特定電気事業又は特定規模電気事業を営む者が同号に掲げる料金に代えて選択しうるものとして、定めることができる。

第十九条の十八第五項中「特定規模電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改める。